

P 市水道事業の第三者委託に関するヒアリング結果

【項目－1】 外部委託の導入および拡大に向けた合意形成手法等について	
外部委託の導入に向けた事業体および市内部での合意形成手法、市民等への情報公開（説明責任）について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者委託導入を検討した P 市水道事業経営改善策検討委員会における議論の段階から、市議会議員向けに勉強会や説明会を開催し、広報紙において使用者である市民には計6回にわたり周知を図るとともに、市内の町内会への出前説明会を開催した。 ■ その中で、9地区延べ323名の参加をいただき、委託業務の内容、委託したとしても水道水の安心安全は担保されること、水道事業者として責任および固有業務は存置されること、具体的な人的・財政的効果をきめ細かく説明し合意形成を図った。 ■ P 市ホームページにおいて、委託に係る受託者選定の経過についても公開した。
【項目－2】 契約の評価手法について	
現状の委託における業務評価の仕組みについて	
(1) 評価方法・・・評価の頻度・時期、具体的な項目・内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 週例・月例の打合せ会を開催し、年間業務計画、月例業務計画に基づいた工程等の確認、業務の進捗状況、業務履行結果の確認および検証を行っている。
(2) 評価体制・・・内部あるいは第三者による客観的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実行計画書に基づき受託者が業務を履行することとなるが、週例・月例の打合せ会や日々の業務を、監督員を通しての評価あるいは主管課長、P 市水道技術管理者が評価を行っている。 ■ 受託者側にセルフモニタリングを行う組織があり、受託者から、自己モニタリング報告書の提出を受けている。
(3) 評価結果の公表方法・・・透明性確保に向けた結果の公表について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在のところ、モニタリング結果や事業評価については公表を行っていない。
【項目－3】 業務範囲設定の考え方について（性能発注と仕様発注について）	
現状の委託における第三者委託と包括委託の組み合わせおよび仕様発注と性能発注範囲設定の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ■ P 市においては、現在水道事業の技術的業務のすべて「取水から蛇口まで」を水道法第24条の3の規定により第三者委託として発注しているが、委託の前段に行った経営改善策の検討の際に、従来の本市水道事業における事務事業の仕分けを行い、固有の業務か委託可能業務かの判定、委託可能業務の業務量、職員一人当たりの業務量、それぞれの業務価格を算出した。この作業により、委託事業費の算定および業務要求水準書を作成し、性能発注方式を採用した。
【設問－4】 内部の人材育成と技術継承について	
P 市内部での人材育成および技術継承の考え方と第三者委託との整合等について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者委託によって、本市においては「取水から蛇口まで」の水道事業の技術的業務のすべてを委託しているが、直接的な水作りの技術は、受託者に依存することとなり、本市における人材育成および技術の継承は、技術上の業務が適正・適切に履行されているか否かを確認するあるいは確認できる能力が必要となってくる。 ■ それを実現できる人材育成および技術継承が水道事業者にも求められこととなり、担当する監督員等の技術研修や資質向上のための対応が今まで以上に求められる。

【設問－5】 第三者委託等の外部委託の実施で確認されている効果について	
現在実施中の第三者委託等の外部委託で確認されている効果について	<p>《財政的效果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 単年度で、浄水場運転管理業務で△3,600 万円、送配水施設維持管理等業務で△3,200 万円、合計△6,800 万円の削減効果が確認されている。 <p>《人的効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 委託前の4課68名体制から委託後2課42名に削減した。
【設問－6】 第三者委託等の外部委託における現状の課題について	
現在実施中の第三者委託等の外部委託における現状の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ■ P 市の委託施設が老朽化しており、運転管理において受託者が苦勞している状況だが、監督員が適切なアドバイスを与えており一定程度の水準を確保している。 ■ さらに、東日本大震災を原因とした原子力災害に対応した新たな業務や浄水汚泥の処分に関する業務について、受託者と取り扱いについて新たに協定を締結し、第三者委託業務における整理を行っているが、いまだに収束の見通しが立たない状況の中で P 市、受託者ともに不安な状況である。
【設問－7】 今後の更なる公民連携について	
P 市における公民連携の拡大等の具体的な予定(浄水場の DBO 手法による整備) 今後の予定や検討体制および進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■ P 市では、本年度部内に浄水場施設整備検討委員会を立ち上げて、基幹浄水場であるT浄水場の改築について建設場所、建設手法、浄水方法を含めて検討を行っており、今後整備手法についても検討することとなる。
【設問－8】 日本水道協会への期待すること	
水道の公民連携推進に向け、協会に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道事業の経営についての先進的事例について、日本水道協会において調査・検証を行い、具体的に導入にあたっての解説等を入れて、わかり易く公開してほしい。 ■ 公民連携を推進したいと考えている地方の中小水道事業体向けに国と連携し、事業規模ごとに広域化と公民連携と組み合わせた事業効果の試算を示してほしい。